【Ｖｅｒ_８．１】

（商工会／商工会議所／関係市町村向け）

事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン

令和８年１１月　鹿児島県

Ver_1.1	令和元年10月23日
Ver_2.1	令和２年 ４月15日
Ver_2.2	令和２年10月19日
Ver_3.1	令和３年 ４月27日
Ver_3.2	令和３年11月 ９日
Ver_4.1	令和４年 ４月14日
Ver_5.1	令和５年 ４月17日
Ver_6.1	令和６年 ４月16日
Ver_7.1	令和７年 ４月15日
Ver_8.1	令和８年11月25日

≪目　次≫

１．事業継続力強化支援事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．小規模事業者支援法に基づくスキーム　・・・・・・・・・・・・　５

３．事業継続力強化支援計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．事業継続力強化支援計画の認定申請手続き　・・・・・・・・・　９

５．事業継続力強化支援計画の記載例　・・・・・・・・・・・・・・　１１

６．申請時における確認事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

７．Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

８．関係規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

※　申請様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

※　被害実態調査票様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

※　実施状況報告書様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

※　実施状況報告書（別紙）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

１．事業継続力強化支援事業の概要

（１）背景

近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、本県においても、令和７年８月の大雨による災害が発生し、崖崩れによる道路の寸断、断水、停電といった被害が生じました。首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生等も想定され、全国どこでも自然災害が起こるリスクがあるといえます。こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。自然災害からの復旧・復興にあたっては、事業者による自助努力が求められるものの、小規模事業者ほど事業の再建が困難となることが想定されます。被害の軽減や早期の復旧を図るためには、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じておくことが重要であり、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要があります。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第21号）が令和元年７月16日に施行されましたが、そのなかで、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下、「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

（２）小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

（３）事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。

商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（以下「事業者ＢＣＰ（※）」という。）は、企業として事業を継続していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。

また、関係市町村は、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等

への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

他方、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者ＢＣＰを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じておくことも重要です。

このため、商工会又は商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画（事業継続力強化支援計画）を作成し、都道府県知事が認定し、体制・取組を強化することとしています。事業継続力強化支援計画の作成にあたっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすることが重要です。

なお、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下、「基本指針」という）において、「事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする」とされています。

① 地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握
② 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
③ 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
④ 地区内の小規模事業者に対する事業者 BCP 策定のための普及啓発
⑤ 地区内の小規模事業者による事業者 BCP の策定及び見直しに関する指導及び助言
⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

（※）本ガイドラインにおいて、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者ＢＣＰと記載しています。

ＢＣＰ（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができなければ、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からＢＣＰを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このＢＣＰの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコニュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、ＢＣＰを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。ＢＣＰの策定・運用にあたっては、まずＢＣＰの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。（注：中小企業庁「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」より引用）

なお、事前の対策のひとつとして、地区内小規模事業者に対して、事業者ＢＣＰの策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行うことも必要と考えますが、まずは即時に取組可能な簡易的な計画の策定について小規模事業者に推進していくことが有用であると考えられます。

国が示すＢＣＰの関連ページもご参考ください。

・中小企業庁
（中小企業ＢＣＰ策定運用指針）
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
（事業継続力強化計画）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html

・内閣府
（防災情報のページ）
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/index.html
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk.html

２．小規模事業者支援法に基づくスキーム

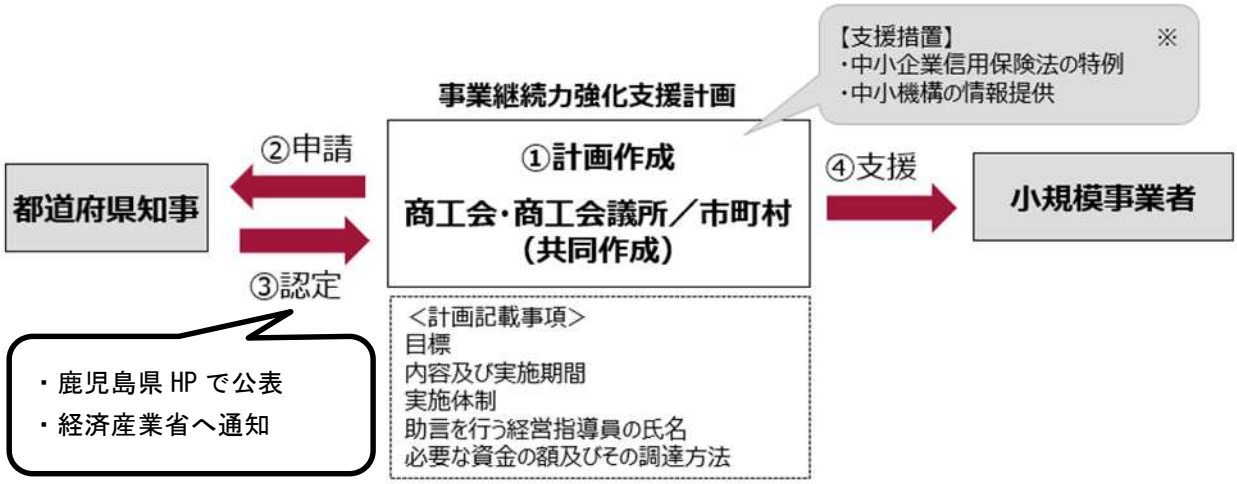

※支援措置について

○中小企業信用保険法の特例（法第９条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下、「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第３条第１項又は第３条の２第１項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第２条第１項の中小企業者とみなして、同法第３条、第３条の２及び第４条から第８条までの規定を適用する。この場合において、同法第３条第１項及び第３条の２第１項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第６条第２項の認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

３．事業継続力強化支援計画の内容

以下の点に留意して、事業継続力強化支援計画を策定してください。

（１）目標の設定

関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定してください。その際、経営指導員等の人員体制から実現可能な目標としてください。

（２）実施期間

実施期間は、３年から５年の間で定めてください。

なお、小規模事業者の事業継続力強化は、自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施されることが望ましいことから、関係市町村の地域防災計画等の改訂状況も踏まえ、事業継続力強化支援計画の実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行ってください。

（３）実施体制

まずは、事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を把握し、県及び関係市町村と共有し、県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携してください。経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築してください。

事業継続力強化支援事業の実施にあたっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築してください。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援にあたっては、特に配慮してください。

具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定してください。事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築してください。

＜広域的な支援体制＞

地域の実情に応じて、広域的な支援が効果的な場合は、単独の商工会又は商工会議所だけではなく、他の商工会又は商工会議所や県連合会、他支援機関と連携した支援体制を構築してください。広域的な支援体制の構築を行うことで、他支援機関との連携強化を図るのみならず、支援ノウハウの共有等による指導水準の向上（専門家や専門機関等

からの助言や他の商工会又は商工会議所の好事例の共有等）など、商工会又は商工会議所の支援機能強化につながることが期待できます。

【広域的な支援体制における取組例】

- 広域経営指導員の設置
- 他支援機関、地方公共団体との情報共有・合意形成（連携協議会や既存協議会の活用）
- 他支援機関と連携した、地域及び小規模事業者への支援体制の構築
- 事業継続力強化支援計画に基づく、効果的な支援の実施
- 事業継続力強化支援計画に基づく、効果検証・見直し等フォローアップ

（４）広域経営指導員の設置

広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合は、広域経営指導員を設置してください。

広域経営指導員は、地域の実情に応じて、主に以下の業務を行います。

① 商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（複数の商工会又は商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

② ①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③ 他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開してください。

（５）商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行い、ネットワーク構築に努めてください。効果的に小規模事業者の支援を行うことができるよう、あらかじめそれぞれの役割を明確にして連携体制を構築することが重要です。

また、災害発生後に事業者間で原材料や人員などの経営資源を融通し合う、相互に代替生産を行うなどといった、小規模事業者が他社と連携して実施する取組については、必要に応じて、複数の商工会又は商工会議所が連携して支援してください。

【想定される主な連携先】

- 他の地方公共団体（隣接市町村等）
- 他の商工会又は商工会議所
- 地域の金融機関や保険会社
- 他の支援機関（よろず支援拠点　等）
- 中小整備基盤機構地域本部
- 地方公共団体の外郭団体
  （産業振興センターなど）
- 大学、高等学校などの教育機関
- 地域課題の解決に取り組むＮＰＯ
- 中小企業診断士、弁護士、社労士、
  公認会計士、税理士等の専門家
- 地域の大企業・中小企業
- 商店街振興組合

４．事業継続力強化支援計画の認定申請手続き

（１）手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所及び関係市町村は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

① 計画の方向性やイメージの共有等、商工会又は商工会議所と関係市町村は事前調整を行い、共同で事業継続力強化支援計画を作成してください。

↓

② 商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続きを経た上で、共同で作成した事業継続力強化支援計画を、鹿児島県商工労働水産部商工政策課へ申請してください。

↓

③ 申請された事業継続力強化支援計画を鹿児島県において審査を行い、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。

↓

④ 認定された事業継続力強化支援計画を鹿児島県ホームページで公表します。

↓

⑤ 知事から経済産業大臣に事業継続力強化支援計画を認定した旨の通知を行います。

（２）申請認定のイメージ

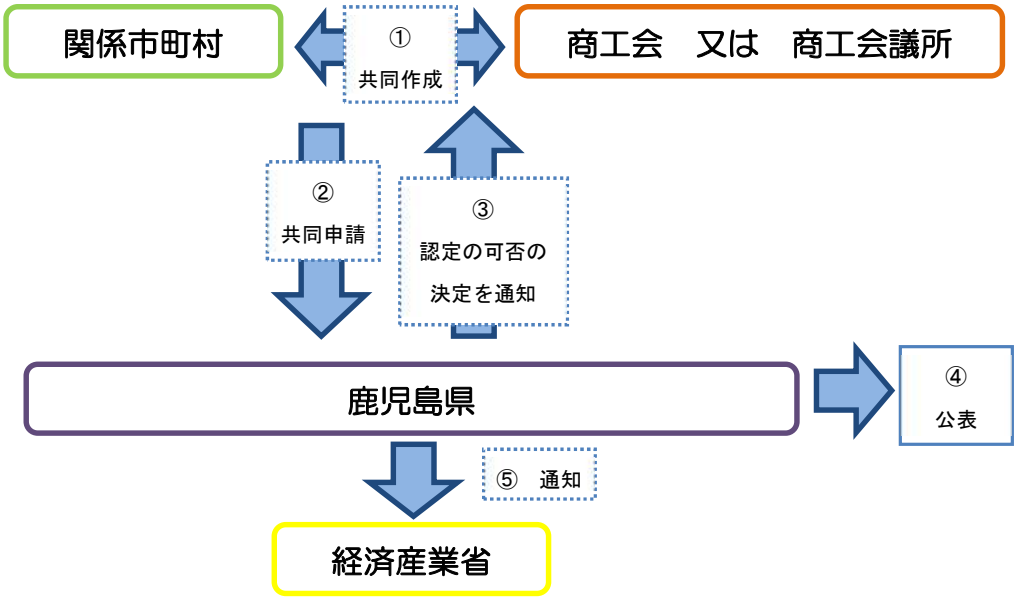

（３）申請書の提出先及び問合せ先

鹿児島県　商工労働水産部　商工政策課　団体係 〒890－8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL：099－286－2935　/　FAX：099－286－5574 E-mail：dantai@pref.kagoshima.lg.jp

（４）申請時の提出資料

※　申請時に❶～❻の書類は必須となります。
※　書類の用紙サイズは A4としてください。
※　原則、電子媒体での提出となります。
【紙媒体で提出する場合】
正本１部、副本１部を提出してください。

書　類　名	ファイル形式
❶事業継続力強化支援計画の概要 ❷認定申請書（様式第１） ※ファイルの名称： 【○○商工会又は○○商工会議所】事業継続力強化支援計画申請書 ❸別表１～３（必要な場合は別表４） ※ファイルの名称 【○○商工会又は○○商工会議所】事業継続力強化支援計画別表１～４ 【添付書類】 ❹当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、事業計画書並びに事業継続計画（商工会、商工会議所自身の BCP） ❺当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し ❻認定申請書（様式第１）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第２条第１項又は第２項に規定する要件に該当することを証する書面	PDF

５．事業継続力強化支援計画の記載例

（１）様式第１

※記載例

様式第１（第１条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

○ 商 発 第 ○ ○ 号
令和○○年○○月○○日

鹿児島県知事
　○○　○○　殿

住　所：▲▲県・・市●●１－１
団体名：○○市商工会　又は　○○商工会議所
　　会長 又は 会頭　□□　□□

住　所：▲▲県・・市●●２－２
団体名：・・市（町・村）長　△△　△△

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員の氏名：　○○　○○

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。なお、ゴシック体箇所は法定項目（事業の目標・内容・実施期間）を記載するために必要と考えられる項目です。

（２）別表（１～４）

（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
１　現状 **（１）地域の災害等リスク** **＜留意事項＞**　基本指針，第三，前文（１），（２） **○商工会又は商工会議所のみで地域の災害リスクをすべて把握することは困難であるため、関係市町村の商工行政、防災行政と連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを記載してください。** **○地域の実情を踏まえた災害リスクとは、当該地域で災害が発生した際の直接被害に加え、サプライチェーンや産業機能の毀損により発生する商圏の縮小や取引先の喪失、被災事業者の事業再開が遅れることにより発生する資金繰りの問題といった被災した事業者が直面する間接被害も踏まえたものである必要があります。** **＜記載例＞** *（洪水：ハザードマップ）* *○当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、２ｍを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60％を超える範囲で１ｍ以上の浸水が予想されている。また、○○業の多くが立地する○○地区において、最大で５ｍの浸水被害が予想されている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の主要産業である○○業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。* *（土砂災害：ハザードマップ）* *○当市のハザードマップによると、山間の○○地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、○○業の多くが集積している。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。* *（地震：Ｊ-SHIS）* *○地震ハザードステーションの防災地図によると、震度６弱以上の地震が今後○年間で70％以上の確率で発生すると言われている。商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、○○商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。* *（その他特に想定されるリスク）* *○市内の○○地区は埋め立て地であり、地震の際は液状化被害が想定されている。当市主要産業の○○業の工場が多く集積しており、被災時には被害の拡大や復旧の長期化が想定されるため、事業再開が遅れることにより、事業者の転出・廃業などの可能性がある。また、市内には当該工場等の下請けを行っている小規模事業者が多く存在しているため、○○業のサプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。* *○当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は312㎝と非常に多い。冬期には降雪による幹線道路の通行止めによる物流の停滞、建物の損傷、倒壊などのリスクが想定される。*

（感染症、サイバー攻撃等）

○新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

○当市の主要産業である○○業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

（２）域内の商工業者の状況

＜記載例＞

- *商工業者等数　　○,○○○人（令和●●年●月現在）*
- *小規模事業者数　　○,○○○人（令和●●年●月現在）*

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は○,○○○人）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数（うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	*○○業*	*1,111*	*800（250）*	*市内に広く分散している*
	○○業	*2,222*	*1,000（300）*	*沿岸部や○○川沿いに多い*
	○○業	*3,333*	*2,500（350）*	*○○川沿いに多い*

（３）これまでの取組

＜留意事項＞ 基本指針，第三，２．（３），カ

○新規計画の場合は、商工会又は商工会議所や関係市町村のこれまでの取組を網羅的に記載ください。

○計画の更新や変更時には、過去の計画の実施状況について、定量的な指標をもって把握し、評価を行っていく必要がありますので、更新・変更前の計画の実施状況を踏まえた記載としてください。

＜記載例＞

１）当市の取組

- *本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える当市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当市商工振興課、防災課と○○商工会において連絡会議を開催した。（年○回実施）*
- *○○市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年○回　○○箇所で実施）*
- *○○市新型インフルエンザ等（感染症）対策行動計画の策定*

２）当会の取組

- *域内の小規模事業者における事業者 BCP の取組状況を把握するため、伴走型補助金を活用し調査を行った。*
- *○○市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。*
- *○○商店街では災害時に○○のリスクがあることから、当会が呼びかけ、○○商店街全体で○○についての対策を検討した。*
- *当市の主要産業である○○業においては、多くの事業者が○○川に隣接する○○地区に所在することを踏まえ、水害時の事業継続力強化の必要性について周知・啓発を行った。*

・〇〇損害保険会社と連携し、〇〇者に対して損害保険の加入促進を行った。
・〇〇金融機関と連携し、事業者のリスクファイナンスに対する注意喚起を行った。
・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP 等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
・事業者 BCP の策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導した。
・事業者 BCP を策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。
・訓練実施済みの事業者に対して、訓練の結果に基づく計画の見直しを支援した。
・地区内の事業者 BCP の優良事例を広報誌に掲載した。

3）事業継続力強化支援計画の実施状況
※事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築することが必要です。

・市内小規模事業者を訪問し事業者 BCP の策定に係る指導　　〇〇者
・事業者 BCP 策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導　〇〇者
・市内主要産業である〇〇業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率　〇〇%
・事業継続力強化に関するセミナー　　年〇〇回
・〇〇損保会社と連携した損害保険への加入促進　　〇〇者
・防災訓練の実施　〇〇回

2　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

＜留意事項＞ 基本指針, 第三, 前文（1），（2）

〇支援計画の作成にあたっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に県と相談した上で、関係市町村や県の地域防災計画等を踏まえた内容とする必要があります。
〇関係市町村との連携とは、地域防災計画の反映はもちろん、地域の実情に応じた災害リスクの選定や、重点的に支援を行う産業や地域の選定など当該地域全体の事業継続力強化に係る方針について関係市町村の商工部局、防災部局等と事前協議を行い共同で支援計画を策定すること、また、それに基づき支援計画を実行し、適切な見直しを行うことです。

＜記載例＞
【課題】
① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
② 地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】
① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ＨＰに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
② 当市防災課、商工振興課、当会で年〇回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、〇〇保険会社、〇〇信用金庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

３　目標

＜留意事項＞ 基本指針,第三,２.（１）ア,イ

○関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定してください。また、経営指導員等の人員体制から、実現可能な目標設定が重要です。

○例えば、事業者が防災・減災に取り組み、災害発生時に速やかに事業を再開したとしても、取引先などの事業を取り巻くサプライチェーンが毀損していた場合や、災害により地域経済が機能を失い商圏が維持できなかった場合など、個々の事業者の責によらない事由により事業継続ができないことが想定されます。そのため、支援計画では事業者の事業継続力強化に留まることなく、地域の産業構造や地域経済の状況を踏まえ、地域あるいは産業を面的に支援していく目標設定が重要です。

＜記載例＞

- *地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。*
- *市内の主要産業である○○業が多く集積する○○地区、地域経済圏の中心となる○○商店街のある○○地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。*
- *支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が○○%程度と低いことから、事業者ＢＣＰの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。*

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

① 年○○者に対して事業者ＢＣＰの策定・見直し支援を行う。
② 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を○○%
③ 主要産業である○○業の小規模事業者においては策定率を○○%
④ 地域経済の中心である○○地区の小規模事業者においては策定率を○○%
⑤ 損害保険加入の取組を○○者に対して行う。
⑥ 上記目標達成のため、年○○回セミナー、説明会を開催する。

※　その他

- *上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。*

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

１　事業継続力強化支援事業の実施期間

＜留意事項＞ 基本指針,第三,２.（２）ア,イ

〇実施期間については、３～５年の間で定めてください。

〇事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や防災・減災に関する最新の知見をもとに実施してください。また、関係市町村の地域防災計画等の改訂なども踏まえ、実施期間中であっても定期的に見直すことが重要です。

＜記載例＞

（令和●年●月●日～令和●年●月●日）

２　事業継続力強化支援事業の内容

（１）地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

＜留意事項＞ 基本指針,第三,１.（１）

〇小規模事業者の事業継続力強化支援を行うためには、取組の状況を把握することが不可欠であるため、どのように把握するのかを記載してください。

＜記載例＞

・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

※例えば、

伴走型補助金を活用し、県内〇ブロックが連携して調査を行う。

自治体連携型補助金を活用して都道府県単位、市町村単位などで調査・分析を行う。など

（２）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

＜留意事項＞ 基本指針,第三,１.（２）,（３）,（４）,（５）

〇地区内の小規模事業者に対して、ハザードマップ等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知・注意喚起に関する取組を記載してください。

〇損害保険加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画認定制度をはじめとする各種制度の情報の提供に関する取組を記載してください。

〇事業者ＢＣＰを策定していない事業者に対し、策定の重要性を普及啓発する取組を記載してください。

〇事業者ＢＣＰの策定に係る支援・指導・助言に関する取組を記載してください。

＜記載例＞

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規

模事業者の紹介等を行う。

・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（３）フォローアップ

＜留意事項＞ 基本指針, 第三, １．（５）, （６）

〇事業継続力強化に対するフォローアップの取組を記載してください。

〇例えば、訓練の実施や訓練の結果を反映させた事業者 BCP の見直し、事業者が作成した計画実施にあたっての社内での体制構築など、見直しを繰り返すことによって内容の充実と実効性の高い事業者 BCP の策定、さらには継続的な実施を定着させることが重要です。

〇また、事業継続力強化計画においては計画期間の終了後2回目の申請を行っていない事業者が多いことから、事業の振り返りとともに再度の計画策定を促すことが重要です。

＜記載例＞

・〇〇地区（〇〇商店街）で合同訓練を実施する。

・〇〇市の防災訓練への参加を促す。

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/）

・事業者 BCP の策定後〇〇年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（４）知見の共有及び事業継続力の底上げ

＜留意事項＞ 基本指針, 第三, １．（７）

〇支援した事業者の好事例や同地域の事業者、同業種の事業者など、関連する企業の防災・減災の取組を共有することで、地域の事業者の事業継続力の底上げを図るとともに、企業の取引上の信頼性向上や、社会的評価向上につなげていくことが重要です。地域経済や産業におけるサプライチェーン全体で事業継続力を底上げする取組を記載してください。

＜記載例＞

・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（５）関係団体等との連携

＜留意事項＞ 基本指針, 第三, ２．（４）ア, イ, ウ

〇事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも必要に応じて連携していくことが重要です。

＜記載例＞

- *連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。*
- *連携協定を結ぶ〇〇損保会社や〇〇信用金庫に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。*
- *連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。*
- *関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。*

※　その他

- *上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。*

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（令和〇年〇月現在）

＜留意事項＞ 基本指針，第三，２．（３）ア～ク

〇事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する県及び関係市町村と共有し、当該県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携する体制を構築する必要があります。

〇支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築する必要があります。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うことが重要です。

〇事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要があります。
その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮することが重要です。

〇具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定する必要があります。
広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（小規模事業者支援法施行規則第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は県商工会連合会に設置してください。

〇広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせてください。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開してください。
①商工会又は商工会議所における支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

〇支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築する必要があります。

〇関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めてください。

〇経営指導員等（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ることが必要です。

＜記載例＞

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

※下図は、実施体制の一例

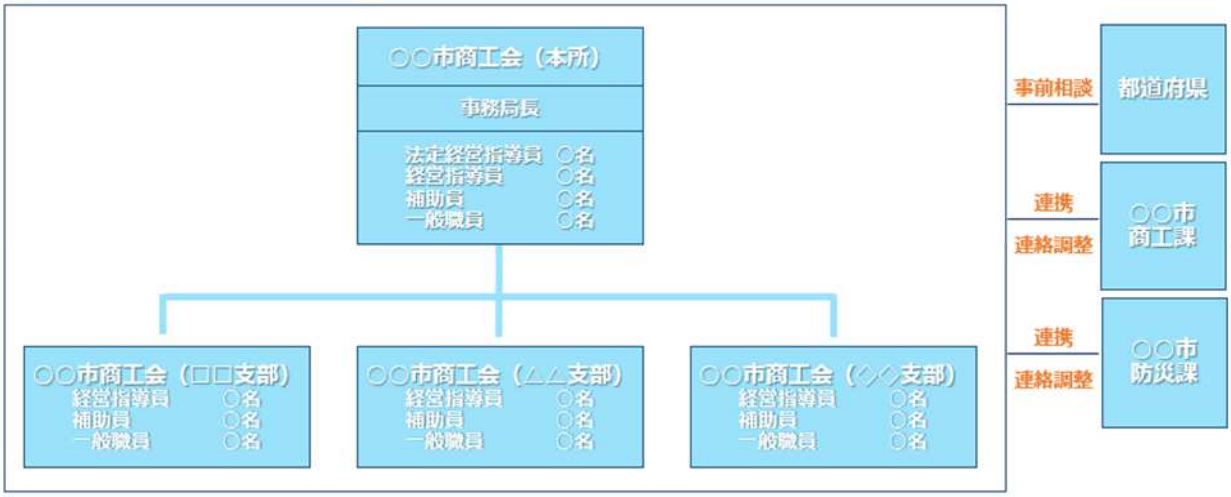

①鹿児島県及び関係市町村との連携体制

・当会、本市商工課・防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年○回、連絡協議会を開催する。

・また、認定主体である○○県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②広域的な支援体制（広域的な支援体制を構築する場合のみ記載してください）

・当市の主要産業である○○業の工場は、当市○○地区から●●市●●地区にかけて分布しており、地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、当会及び●●市商工会が連携し、共同で支援を行う。

③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

・市内を○○地区に分け、法定経営指導員１名と経営指導員４名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる○○損保会社の専門家１名による、セミナー個別相談の体制とする。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

・法定経営指導員１名、経営指導員４名、事務員３名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。

・上記で把握・検証した実施状況を当会と○○市の連絡協議会（年２回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　〇〇 〇〇（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

【※当該経営指導員がどのように関与するのかを明確に記載してください。】

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- *本計画の具体的な取組の企画や実行*
- *本計画の取組実施における目標・指標の設定*
- *本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ*

③広域経営指導員の当否

経営指導員　〇〇 〇〇（氏名）は、施行規則第２条第２項に規定する広域経営指導員に該当する（該当しない）。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先【※連絡先を必ず記載してください。】

①商工会／商工会議所

〇〇市商工会　経営支援課
〒111-1111　〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０
TEL：111-111-1111　／　FAX：222-222-2222
E-mail：aaaa@aaa.aa.aa

②関係市町村

〇〇市役所　〇〇〇〇課
〒111-1111　〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０
TEL：111-111-1111　／　FAX：222-222-2222
E-mail：aaaa@aaa.aa.aa

※　その他

- *上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。*

以下、斜体部分は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
必要な資金の額	*○○○*	*○○○*	*○○○*	*○○○*	*○○○*
・調査費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*
・専門家派遣費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*
・協議会運営費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*
・セミナー開催費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*
・パンフ、チラシ作製費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*
・防災、感染症対策費	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*	*○○*

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、○○市○○補助金、鹿児島県○○補助金、事業収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

○支援計画の実効性を高めるためには、伴走型補助金、自治体連携型補助金など国の補助金を活用することも可能です。

■商工会又は商工会議所で**伴走型補助金（補助上限２００万円、補助率：定額）**の活用が想定される取組例（活用を見込む場合は支援計画に事業を記載してください）
※以下の①～⑧のような事業を地域の実情に応じて組み合わせ、効果的に補助金を活用いただくことが重要です。

① 事業継続力強化の取組状況等の把握
- 域内の小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の調査・分析

② 事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
- 各種セミナーの開催

③ 事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報提供
- 保険、金融セミナーの開催
- 経営指導員向け勉強会の開催（保険・金融・防災等専門的な知識）の開催
- チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

④ 事業者 BCP 策定のための普及啓発
- 各種セミナーの開催

⑤ 事業者 BCP 策定及び見直しに関する指導及び助言
- 経営指導員による巡回指導
- 専門家のサポート支援
- 損保会社、金融機関等のサポート支援

・策定に関するセミナーの開催

⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ

・経営指導員による巡回指導

・損保会社、金融機関等と連携しての事業者訪問

・支援計画に基づく訓練の支援

・事業者 BCP の再策定に関するセミナーの開催

⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

・策定事業者の交流支援

・好事例の展開

・同業種・同地域単位、サプライチェーン単位の事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援

⑧ その他

・単会職員向けの研修会等の開催

・広域支援計画の策定に関する取組

・連携協議会等の取組

■市町村で**自治体連携型補助金（補助上限　都道府県：5000万円、市町村1000万円、補助率：１/２以内）**の活用が想定される取組例（活用を見込む場合は支援計画に事業を記載するとともに、必ず管轄の経済産業局へ相談してください）

※以下の①～⑧のような事業を地域の実情に応じて組み合わせ、効果的に補助金を活用いただくことが重要です。

① 事業継続力強化の取組状況等の把握

・域内の小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の調査、分析

・特定の産業、地域における災害リスク等の分析

② 事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

・チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

・各種セミナーの開催

③ 事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報提供

・チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

・各種セミナーの開催

④ 事業者 BCP 策定のための普及啓発

・チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

・各種セミナーの開催

⑤ 事業者 BCP 策定及び見直しに関する指導及び助言

・専門家のサポート支援体制の構築

・損保会社、金融機関等への委託による事業者支援体制の構築

・個別相談会の実施

⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ

・訓練の実施及び支援体制の構築

・損保会社、金融機関等への委託による事業者支援体制の構築
・事業者の防災・減災に資する設備整備、物品購入支援

⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有
・策定事業者の交流支援
・好事例の展開
・同業種、近隣事業者等による連携事業継続力強化計画の策定支援

⑧ その他
・広域支援計画の策定に関する取組
・連携協議会等の取組
・有識者への意見聴取

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては，商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
＜留意事項＞ 基本指針，第三，２．（４）ア，イ，ウ **○小規模事業者支援法第５条第３項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。** **○「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。** **※連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に、「事業継続力強化支援事業を実施する者」として別表４に記載することができます（連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです）。** **※この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、小規模事業者支援法の効力が及ぶこととなります。** **※商工会又は商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。** **※小規模事業者支援法第５条第３項及び同条第４項第５号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じることから、次の４者を別表４に記載することはしないでください。** **（①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）**
連携して実施する事業の内容
＜留意事項＞ **○「事業継続力強化支援事業の内容」に記載する事業ごとに項目建てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。**
連携して事業を実施する者の役割
＜留意事項＞ **○「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。**
連携体制図等
＜留意事項＞ **○上記「連携して実施する事業の内容」に記載した事業ごとに、連携体制図を記載してください。なお、連携体制が複数の事業で共通の場合は、まとめて記載しても結構です。** **○連携体制図は別紙としても結構です。**

（公表用の概要紙）

以下により、事業継続力強化支援計画の概要紙を作成し、申請書等とともに提出してください。

この概要紙は、事業継続力強化支援計画が認定された場合、計画本体とともに鹿児島県のＨＰで公表します。　※必ずＡ４用紙１枚で作成してください。

事業継続力強化支援計画の概要

【記載例】

実施者名	○○○商工会議所　（ 法人番号 XXXXXXXXX ） ○○市（町・村）　（ 地方公共団体コード XXXXXXXXX ） ※代表者名は記載不要
実施期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日 ※別表１の「事業継続力強化支援事業の実施期間」を記載
目　　標	事業継続力強化支援事業の目標 ※別表１の「事業継続力強化支援事業の目標」を要約して記載
事業内容	１．地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握 〈 要約 〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ２．小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容 〈 要約 〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ３．フォローアップ 〈 要約 〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ４．知見の共有及び事業継続力の底上げ 〈 要約 〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ５．関係団体等との連携 〈 要約 〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ※別表１の「事業継続力強化支援事業の内容」を要約して記載。
連 絡 先	○○○商工会議所　中小企業相談所 〒890-0000　●●県●●市●●町 1111-11 ℡：099-222-2222　FAX：099-333-3333　E-mail：aaa@aaa.ne.jp ○○市（町・村）　商工振興課 〒890-0000　●●県●●市●●町 1111-11 ℡：099-222-2222　FAX：099-333-3333　E-mail：aaa@aaa.ne.jp

６．申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下１～５（６は該当する場合）における各項目の記載及び７の書類の添付を確認の上、申請してください。

記載項目		記載ﾁｪｯｸ
１	事業継続力強化支援計画**【概要紙】**	
	事業継続力強化支援計画の概要	
２	事業継続力強化支援事業の目標**【別表１】**	
	１　現状	
	（１）地域の災害等リスク	
	（２）域内の商工業者の状況	
	（３）これまでの取組	
	２　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策	
	３　目標	
３	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間**【別表１】**	
	１　事業継続力強化支援事業の実施期間	
	２　事業継続力強化支援事業の内容	
	（１）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握	
	（２）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容	
	（３）フォローアップ	
	（４）知見の共有及び事業継続力の底上げ	
	（５）関係団体等との連携	
４	事業継続力強化支援事業の実施体制**【別表２】**	
	（１）実施体制	
	（２）経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
	（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
５	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法**【別表３】**	
	必要な資金の額	
	調達方法	
６	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合**【別表４】**	
	当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	当該者との連携に関する事項	

７	添付書類	
	商工会、商工会議所自身の事業継続計画	
	直近の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、事業計画書	
	当該計画について議決をした商工会等の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し	
	認定申請書（様式第１）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第２条第１項各号に規定する要件に該当することを証する書面	

７．Ｑ＆Ａ（案）

（１）全体

Ｑ１．令和７年１１月の小規模事業者支援法施行規則・基本指針の主な改正点はどこですか？

①「広域経営指導員」の新設（施行規則）
②軽微な変更における添付書類の簡素化（施行規則）
③地域の実情に合わせた支援計画とするための記載内容の見直し（基本指針）
④事業継続力強化支援の内容の見直し（基本指針）
⑤発災後の報告・被害調査等の小規模事業者支援法とは直接関係のない記載の削除（基本指針）
⑥広域経営指導員の業務の追加（基本指針）

Ｑ２．現在の支援計画が今年度末に期限を迎えるが、令和７年１１月改正の基本指針（新基本指針）に基づく申請が間に合わない場合に旧基本指針に基づく支援計画を策定することは可能か？

特段の事情がある場合、旧基本指針に基づく支援計画の策定を妨げるものではありませんが、翌年度などのできるだけ早い段階で支援計画を新基本指針に基づくものへ変更いただきたいと考えています。基本的には新基本指針に基づき支援計画を申請してください。

Ｑ３．「事業継続力強化支援計画」の作成は義務ですか？

支援計画の作成は義務ではありませんが、商工会又は商工会議所におかれては、自然災害等の地域経済・雇用への影響も踏まえ、地域の小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業の必要性について認識していただくとともに、関係市町村とも共通認識を持っていただいた上で、共同で実効性のある支援計画を作成されるよう、前向きな検討をお願いします。

支援計画の作成を義務と捉え、計画作成自体を目的化し、実態と異なる支援計画を作成することや、商工会又は商工会議所及び関係市町村との間で認識が異なる支援計画を作成することは、二次被害の防止を含め実効性に大きく影響することから、関係者間の十分な事前調整を経て計画作成するよう、特に留意してください。

Q４．申請時期はいつになりますか？

県ホームページで随時お知らせします。

（URL：https://www.pref.kagoshima.jp/af01/20191016.html）

Q５．支援計画の申請窓口は、どこですか？

当ガイドラインＰ　をご参照ください。

Q６．都道府県によって、審査内容が異なるのでしょうか？

基本指針において、以下の点に留意し事業継続力強化支援事業を行うこととされています。

【基本指針抜粋】

（１）災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

（２）事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

当然のことですが、地理的条件や災害等発生の可能性は地域ごとに異なり、各都道府県、市町村はその地域の特性に応じて地域防災計画等を作成しているところです。

このため、具体的な審査の内容や視点は、都道府県ごとに異なり、また、それが望ましいことであると考えています。

Q７．商工会又は商工会議所と共同して申請する市町村は、何を実施すれば良いのでしょうか？

計画策定前に商工会及び商工会議所と協議し、地域の事業者の事業継続力強化の取組状況を把握するとともに、事業継続力強化支援に係る方針や目標などを設定してください。被災時に地域経済の機能を維持するため、商工部局、防災部局が連携し、地域の自然災害等のリスクや地域の産業構造を踏まえた支援計画を策定してください。

また、計画策定後は、商工会及び商工会議所、都道府県、他の支援機関等と連携しながら、支援計画の実行及びフォローアップを行ってください。

Q８．小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に係る関連書類において、旧氏を使用することは可能でしょうか？

小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」の関連書類において、氏名等（氏名、本名、通称、名称その他の個人を特定するための呼称）の記載を求めているものについては、職場において使用している「姓」と整合することを前提に、旧氏記載も可能です。

小規模事業者支援法条項	該当条文	考え方
第５条第４項第５号	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項 イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	事業継続力強化支援計画の認定申請に関するものであり、職場において使用している「姓」と整合することを前提に、旧氏使用が可能。
様式第一	・申請書に代表者氏名、経営指導員の氏名の記載箇所あり。 ・別表２に経営指導員の氏名の記載箇所あり。 ・別表４に連携して事業を実施する者の氏名又は名称の記載箇所あり（当該者が法人の場合は代表者氏名の記載箇所あり）。	事業継続力強化支援計画の認定申請に関するものであり、職場において使用している「姓」と整合することを前提に、旧氏使用が可能。
様式第二	・申請書に代表者氏名、経営指導員の氏名の記載箇所あり。	事業継続力強化支援計画の認定申請に関するものであり、職場において使用している「姓」と整合することを前提に、旧氏使用が可能。

（2）法定経営指導員関係

Q９．法定経営指導員とは、どのような者ですか？

小規模事業者支援法第５条第５項及び第７条第５項に規定する「経営指導員」を、便宜的に「法定経営指導員」と呼んでいます。

小規模事業者支援法では、「小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定しています。

Q１０．広域経営指導員とは、どのような者ですか？

上記の法定経営指導員のうち、小規模事業者支援法第７条第５項に規定する経営指導員として、小規模事業者支援法基本指針にて以下のように規定しています。

【基本指針抜粋】

２．事業継続力強化支援計画の内容

（３）実施体制

エ．具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置すること。

オ．広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

※　令和７年の小規模事業者支援法の省令改正において、①二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合、または、②複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合の法定経営指導員は「広域経営指導員」である必要があります。

※　なお、令和７年１１月２０日（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年経済産業省令第73号）の施行日）に上記①、②に該当する支援計画を実施している場合、令和１１年３月３１日までの期間は経過措置が適用されます。

Ｑ１１．「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者を想定していますか？

小規模事業者支援法施行規則第２条により、以下の要件をすべて満たす者です。

一　第７条第１項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）

二　直近５年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

（※）第７条１項各号に規定する経営指導員の要件

一　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者

二　直近５年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第 40 条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一号に掲げる要件に該当する場合を除く。）

三　直近５年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する３年以上の実務の経験を有する者

五　各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

（※）広域経営指導員においては、上記の要件の他、小規模事業者支援法施行規則第７条第２項の以下の要件のいずれかを満たす者をいう。

一　中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企

業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

二　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

（補足）上記第一号については、①（能力要件）「中小企業診断士」又は「高度な知識に関する講習を修了した者」、かつ、②（経験要件）「小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験」又は「二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者」と、①かつ②を満たす者と解釈される点に留意のこと。

Ｑ１２．一の商工会等の管轄区域が複数の市町村にまたがる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合は、どのように計画を作成すればよいですか？
（その場合の広域経営指導員の考え方はどうなりますか？）

例えば、以下のようなケースが考えられ、「⇒」の対応となります。

【Ａ商工会の管轄区域がＢ市とＣ町にまたがっている場合】

⑴ Ａ商工会がＢ市及びＣ町と共同で一つの支援計画を作成

⇒Ａ商工会の管轄区域のすべてが支援計画の対象区域となる

⇒広域経営指導員の設置は不要

⑵ Ａ商工会がＢ市と共同で一つの支援計画を、またＣ町と共同で一つの支援計画を別々に作成

⇒⑴と同様、Ａ商工会の管轄区域のすべてが支援計画の対象区域となる

⇒広域経営指導員の設置は不要

⑶ Ａ商工会がＢ市とのみ共同で作成

⇒Ａ商工会の管轄区域のうちＢ市内のみ支援計画の対象区域となる

⇒広域経営指導員の設置は不要

⑷ Ａ商工会がＣ町とのみ共同で作成

⇒Ａ商工会の管轄区域のうちＣ町内のみ支援計画の対象区域となる

⇒広域経営指導員の設置は不要

【X 商工会議所とＹ商工会がＺ市に併存する場合】

⑸X 商工会議所及びＹ商工会がＺ市と共同で一つの支援計画を作成

⇒Z 市内における X 商工会議所及び Y 商工会の管轄区域のすべてが支援計画の対象区域となる

⇒施行規則第２条第２項の規定により、広域経営指導員の設置が必要

⑹X 商工会議所とＹ商工会がそれぞれＺ市と共同で別々の支援計画を作成

⇒⑸と同様、Z 市内における X 商工会議所及びＹ商工会の管轄区域のすべてが支援計画の対象区域となる

⇒施行規則第２条第２項の規定により、それぞれの計画にて同一の経営指導員が記載される場合には、広域経営指導員の設置が必要

⑺X 商工会議所は支援計画を作成せず、Y 商工会と Z 市が共同で支援計画を作成

⇒Z 市内におけるＹ商工会の管轄区域のみ支援計画の対象区域となる

⇒広域経営指導員の設置は不要

Ｑ１３．事業期間中に法定経営指導員又は広域経営指導員を変更する場合、講習の受講要件は何年以内か？

経営指導員要領第６条第５項を踏まえ、以下のとおりです。

① ４月１日付の変更事由の場合は、前年度末日から過去５年以内

② ４月１日付以外の変更事由の場合は、その前日を起点として、当該日が属する年度の前年度の末日から過去４年以内

Ｑ１４.「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」「広域経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えないとのことですが、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合、当該申請計画の扱いはどのようになりますか？

「法定経営指導員」、「広域経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありませんが、申請書の提出時点で、要件を満たしていない場合は、下記のの書面を提出してください。

〇経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第１）※

※様式第１の各要件欄には、以下の記載例をご参考ください。

２．商工団体の役員又は職員要件

商工団体の役員又は職員要件については、採用通知書を添付し、採用後の令和●年●月に契約書を提出します。

３．指定講習の受講要件

講習種別	講習実施機関	受講年度	受講年度時点 所属団体	備考
基礎講習	中小企業庁	令和●年度	●●商工会	
行政事務講習	中小企業庁	令和●年度予定	●●商工会	
事業継続力講習	中小企業庁	令和●年度	●●商工会	

令和●年●月に指定講習を受講し、受講後の令和●年●月に修了証を提出します。

（※受講要件については、申請書の提出までに受講を終えておくことが望ましい。）

４．実務経験

（①組織における実務従事の経緯で確認する場合）

実務従事期間が現在、34 月（2年 10 ヶ月）のため、従事期間を満たす予定の令和●年●月に組織における実務経験を証明する書類を提出します。

ただし、ご質問のように、同候補者が支援計画の認定までに法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合には、申請された支援計画は不認定となります。

認定までに、要件を満たしていることを証する書式（Q24．の回答参照）を、鹿児島県商工政策課にご提出ください。

Q１５.「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできない場合に備え、複数の候補者名を記載してもいいのですか？

複数の候補者名を記載しても差し支えありませんが、最終的に法定経営指導員の要件をクリアする者が１名以上必要となります。

Q１６.「法定経営指導員」が複数の単会の支援計画に関与することはできますか？

Q１０．に記載のとおり、令和７年の小規模事業者支援法施行規則の改正により、法定経営指導員が複数の単会の支援計画に関与する場合は、「広域経営指導員」であることが必要となります。広域経営指導員の関与が必要となるケースは以下のとおりです。（※質問のケースは②）

① 二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合（共同計画を策定する場合）
② 複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合（１人の経営指導員が複数の単会の支援計画に携わる場合）

※ ①、②のケースに該当する支援計画を策定される場合には、「広域経営指導員」の設置を検討してください。
※ なお、令和７年１１月２０日（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年経済産業省令第73号）の施行日）に上記①、②に該当する支援計画を実施している場合、令和１１年3月３１日までの期間は経過措置が適用されます。

Ｑ１７.「法定経営指導員」が人事異動（退職）した場合、手続きは必要ですか？

例えば、Ａ商工会の支援計画に関与する法定経営指導員Ｘ氏が、他の商工会に人事異動となった場合、Ｘ氏が引き続きＡ商工会の支援計画に関与するのであれば、特段の手続きは不要です。

他方、人事異動（退職）を機に、Ａ商工会の支援計画に関与する法定経営指導員をＹ氏に変更したい場合には、小規模事業者支援法第６条に基づく変更認定を受ける必要があります。人事異動（退職）が判明した時点で速やかに手続きを行ってください。

なお、当該変更申請に係る変更申請書の記載例は、次ページをご参照ください。

様式第２（第４条関係）　　**※記載例（法定経営指導員を変更する場合）**

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事
　〇〇　〇〇　殿

鹿児島県〇〇市〇〇町１－１
〇〇商工会（商工会議所）
会長（会頭）　〇〇　〇〇

鹿児島県〇〇市〇〇町１－１
〇〇市（町・村）長　　〇〇　〇〇

令和〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第６条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項
（別表２）事業継続力強化支援事業の実施体制
（２）①法定経営指導員の氏名、連絡先

２　変更事項の内容
【変更前】　氏　名：経産　花子
連絡先：〇〇商工会　TEL. 777-777-7777

【変更後】　氏　名：中小　太郎
連絡先：〇〇商工会　TEL. 777-777-7777

【変更理由】　法定経営指導員/広域経営指導員である〇〇商工会所属の経産花子氏が、令和〇年〇月〇日付で他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員/広域経営指導員である中小　太郎氏へ変更するもの。

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員の氏名：**中小　太郎**

（３）必要な資金の額及びその調達方法

Ｑ１８．必要な資金の額について、どのように記載すればよいですか。また、２年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

計画作成の段階で関係市町村と十分協議・調整を行っていただき、事業実施のために必要なる資金の内容や額、また調達方法（商工団体や関係市町村が行う事業が明確に記載できるような場合、「Ａ事業は○○市より、Ｂ事業は○○商工会（商工会議所）の事業費収入等」と記載いただくことも一例として考えられます。）について、事業規模と予算規模が見合った内容で記載してください。

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

（４）連携に関する事項

Ｑ１９．（別表４）は、どのような場合に記載するのですか？

小規模事業者支援法第５条に基づく計画においては、「当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」についても、当該者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、連携して「事業継続力強化支援事業を実施する者」として記載することができます。

この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、法の効力が及ぶものであることから、商工会又は商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。少なくとも、連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです。

なお、次の４者が連携者として記載された支援計画については、認定された場合、法制上の齟齬等が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

（①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）

※②～④の者についても、あくまで、小規模事業者支援法第５条第３項及び同条第４項第５号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じるのであって、事業継続力強化支援事業を実施するにあたっての上記の者との各種の取引関係、商品・サービスの利用の意思等について、事業継続力強化支援事業の内容の説明として（別表１）に記載することは妨げるものではありません。

Ｑ２０．（別表４）において、「連携者」として記載した内容は、公表されるのですか？

（別表４）は公表されますので、記載する内容は、当該連携者とよく相談のうえ、同意を得てください。

（５）提出書類について

Ｑ２１．提出書類に不備（不足）があった場合は、どうなりますか？

申請書及び添付書類に不備（不足）がある場合でも受付は行います。

なお、当該不備（不足）を照会する場合がありますので、速やかにご対応ください。

Ｑ２２．添付書類「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、どのようなものですか？

商工会の定款で定める「理事会」、商工会議所法第51条の「常議員会」又は「正副会頭会議」を想定しています。

上記以外には、定款又は総会の議決によって意思決定権が委任されている会議が想定されます。例えば、定款又は総会の議決によって「～～～に関する事項は○○委員会で議決する」とあれば、当該委員会の議決が当てはまります。

Ｑ２３．添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

議事録のうち、支援計画の内容等について決議等をおこなった箇所の抜粋で問題ありません。

抜粋の場合は、会議名、日時、支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要であると考えますが、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名が必要となります。

Q２４．添付書類「認定申請書（様式第１）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

経営指導員の要件が確認できる書面は、以下のとおりです。

	添付書類
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第１）
在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか１通の写し
受講確認	基礎講習（施行規則第７条第１項第２号に規定する講習）の修了証の写し
	行政事務講習（施行規則第７条第１項第３号に規定する講習）の修了証の写し
	事業継続力講習（施行規則第２条第１項第２号に規定する講習）の修了証の写し
実務経験確認	以下のいずれかを添付 ①組織における実務経験期間を証明する書類 又は ②法定の事業計画の作成支援を証明する書類 又は ③中小企業診断士登録証の両面の写し

※様式等は、中小企業庁ホームページの経営指導員要領をご参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html

【添付書類の省略】

〇広域経営指導員を複数の支援計画に記名する場合は、いずれか１計画に全ての書面を添付していれば、他の計画は「共通書面」の添付のみでも構いません。

〇添付書類を省略する場合は、次ページのとおり記載してください。

様式第１（第６条関係）

経営指導員要件を満たすことの申告書

年　　月　　日

氏　　名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成５年通商産業省令第４４号）第７条第１項第５号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。

なお、２．商工団体の役員又は職員要件、３．指定講習の受講要件、４．実務経験の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の事業継続力強化支援計画に係る認定申請書に添付しています。

（6）認定審査について

Q２５．どのような基準で審査をするのですか？

基本的には、計画の内容が小規模事業者支援法第5条第6項の各号いずれにも適合するか否かを審査します。

Q２６．申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

事業継続力強化支援計画の申請から認定に至るまでは概ね３か月程度の予定です。

（7）共同申請について

Q２７．二以上の商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

小規模事業者支援法第５条第２項の規定により、二以上の商工会又は商工会議所が共同で申請することが可能です。

Q２８．異なる市にある商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

市町村を跨いだ商圏・経済圏が存在する場合、自然災害リスク等の観点から面的な支援が必要と認められる場合など、共同で支援計画を作成・実行することで効果的な支援が実施できる場合には、異なる市にある商工会又は商工会議所が共同で支援計画を申請することは可能です。

（8）変更申請

Q２９．認定を受けた事業継続力強化支援計画を変更することはできますか？

小規模事業者支援法第６条の規定により、変更することが可能です。変更する場合には、事前に鹿児島県商工政策課へご相談ください。

Q３０．「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

実施体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に鹿児島県商工政策課へご相談ください。

なお、変更に係る認定の申請は小規模事業者支援法施行規則第４条の規定より、以下の書類が必要となります。

ただし、支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合（※）、県が必要ないと認めたときには、下記❹の書類の添付を省略することが可能です。また、下記❺の書類について、商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会の下位の会議体の決議（書面審議含む）に係る書類や単会の定款等で当該決議に係る内容を代決で行うことが規定されている場合（会頭決裁等）に当該意思決定が行われたことが分かる書類で代替することが可能です。

書　類　名	ファイル形式
❶事業継続力強化支援計画の概要 ❷認定申請書（様式第２） ❸別表１～４ ❹事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類 ※趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、省略可。 ❺当該変更について、申請商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類 ※趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、当該意思決定を行ったことがわかる書類の提出でも可能。 ❻当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 ※当該変更に伴い、書類に変更がない場合は提出不要。 （例えば法定経営指導員が変更となった場合など） ❼（経営指導員を変更する場合は、）経営指導員の要件確認書類	ＰＤＦ

・原則、電子媒体で提出。
・経営指導員を変更する場合の要件確認書類は、Ｑ２４．の回答に記載する確認書類をご参照のうえ、添付してください。

【紙媒体で提出する場合】
用紙サイズはＡ４とし、正本１部、副本１部を提出してください。

※「支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更」の場合、県の判断により書類の簡素化が可能です。

【想定される変更事由】

変更事由		
軽微な変更	書類簡素化対象外	計画の効力消滅を目的とした計画期間の短縮
		合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所、関係市町村への申請主体の変更
	書類簡素化対象	申請主体（商工会又は商工会議所、関係市町村）の名称、住所、代表者氏名、連絡先の変更 ※上記変更に関して、計画（別表１～４）に記載がない場合は変更申請手続きの必要なし
		計画別表４に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名、連絡先の変更
		申請主体に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の変更（増員・減員含む）
		その他、変更内容が軽微なものであり、書類の省略が可能であると都道府県知事が認めたもの

※総会又は議員総会その他これに準ずるものに該当する会議については、十分な議論が可能であれば、書面開催やオンラインでの開催も可能です。

Ｑ３１．事業継続力強化支援事業の実施期間は、変更申請により延長することが可能でしょうか？

変更申請により、認定された事業期間を延長することはできません。小規模事業者支援法第５条の規定に基づき、新たに認定を受ける必要があります。いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に鹿児島県商工政策課へご相談ください。

Ｑ３２．小規模事業者支援法第６条第２項に規定する「（略）認定に係る事業継続力強化支援計画が、同条第６項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、（略）」とは、どのような場合ですか？
また、そのようなときに該当する場合、どのような対応が考えられるでしょうか？

小規模事業者支援法第５条第６項を要約すると以下のとおりです。

⑴ 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること

⑵ 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記⑴又は⑵のいずれかに適合しなくなったときに、その認定を取り消すことができるというものです。すなわち、認定済みの支援計画に基づき実施する事業に変更が生じる場合には、支援計画の変更が必要です。計画内容を大きく変更する場合は、事前に鹿児島県商工政策課へご相談ください。

Ｑ３３．認定された事業継続力強化支援計画の全てを白紙に戻すような場合、小規模事業者支援法第６条第１項に基づく変更申請で対応することは可能でしょうか？

支援計画の全てを白紙に戻すような場合には、変更申請で対応することはできません。小規模事業者支援法第５条に基づき、新たに認定を受ける必要があります。

Ｑ３４．変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

事業継続力強化支援計画の変更申請から認定に至るまでは１か月～３か月程度の予定です。

Ｑ３５．変更申請の認定審査は、どのような観点で実施されるのですか？

変更申請における認定審査は、当初認定（Ｑ２５）と同様に、小規模事業者支援法第５条第６項各号に掲げる基準に合致するか否かの観点で審査を行います。

Ｑ３６．変更申請した支援計画が不認定となった場合、当初認定された支援計画はどのような扱いになるのですか？

変更申請が不認定となったことにより、当初認定された支援計画が取り消しになることはありません。

（９）その他

Ｑ３７．事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

小規模事業者支援法第11条の規定により、事業継続力強化支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所につきましては、各計画に記載されている「事業の評価」を実施する各協議会等（６月～７月の開催が多い）の開催後１か月以内に、P61～63に記載の実施状況報告書（押印不要）及び実施状況報告書（別紙）を鹿児島県商工政策課に提出してください。

なお、提出書類は各協議会等において承認されたものを提出してください。

8．関係規程

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第51号）（抄）

第一条・第二条　　（略）

（基本指針）

第三条　経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

２　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十五項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項

四～七　（略）

３・４　（略）

第四条　（略）

（事業継続力強化支援計画の認定）

第五条　商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業（以下「事業継続力強化支援事業」という。）についての計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　二以上の商工会又は商工会議所（同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。）がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村（当該都道府県の区域内にあるものに限る。）と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３　商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

４　事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業継続力強化支援事業の目標

二　事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

三　事業継続力強化支援事業の実施体制

四　事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　当該者との連携に関する事項

５　前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

６　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

７　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更等）

第六条　前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

２　都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

（経営発達支援計画の認定）

第七条　商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２～４　（略）

５　前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

６～８　（略）

第八条　（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第九条　認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者

が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）（以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（報告）

第十一条　都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

２　（略）

第十二条・第十三条　（略）

（罰則）

第十四条　第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

２　商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成５年通商産業省令第44号）（抄）

（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）

第一条　商工会又は商工会議所及び関係市町村（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事（当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。）に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書

二　当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面

（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件）

第二条　法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

一　第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者

二　直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

２　法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項に規定する要件のほか、第七条第二項各号のいずれかに該当することについて都道府県知事の確認を受けた者（様式第一において「広域経営指導員」という。）であることとする。

３　前二項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

第三条　都道府県知事は、前条第一項又は第二項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長は、当該照会に係る前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、都道府県知事が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略する

ことができる。）

二　当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類

三　当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定事業継続力強化支援計画の公表等）

第五条　都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通知するものとする。

第六条　（略）

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者であることとする。

一　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者

二　直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一号に掲げる要件に該当する場合を除く。）

三　直近五年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

五　次に掲げる者のいずれにも該当しない者

イ　心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

２　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項の要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。

一　中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会

若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

二　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

３　（略）

第八条・第九条　（略）

（経営指導員要領の作成等）

第十条　中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

２　中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針
（令和元年７月12日経済産業省告示第60号）（抄）

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一　小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者の経営をめぐる環境は、「大幅な賃上げ」、「少子高齢化・人口減少」、「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」、「五十年ぶりの円安水準」、「自然災害の頻発化・激甚化」など、急速かつ大規模な変化を遂げている。

こうした中で、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づく小規模企業振興基本計画の見直しが行われ、令和七年に小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）が制定され、小規模事業者の振興に関する施策の方針及び内容が示された。

本基本計画を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術の活用を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者（小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。）の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

１～２．（略）

第二　（略）

第三　事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

（１）災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

（２）事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

１．事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

（１）地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握

（２）地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

（３）損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供

（４）地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定のための普及啓発

（５）地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直しに関する指導及び助言

（６）地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施

（７）地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

２．事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

（１）目標の設定

ア．関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。

イ．経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

（２）実施期間

ア．自ら設定した（１）の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ．事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

（３）実施体制

ア．事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携するものとすること。

イ．支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ．事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制

が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ．具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置すること。

オ．広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ．事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。

キ．関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク．経営指導員等の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

（４）商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

ア．事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。

イ．連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにすること。

ウ．小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった取組について、必要に応じて複数の商工会または商工会議所が連携して取り組むこと。

第四～第七　（略）

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	
実施期間	
目　　標	
事業内容	
連絡先	

様式第１（第１条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

住　　所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員の氏名：＿＿＿＿＿＿

（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） （２）事業継続力強化支援事業の内容

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（　　年　　月現在） （１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等） （２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等） （３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③

様式第２（第４条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

住　　所
名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第６条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項

２　変更事項の内容

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

様式①　　鹿児島県　商工労働水産部　商工政策課　団体係　宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：　　メールアドレス：

被害合計金額　　0

	事業所名	住所	業種 ※任意	事業者規模 （選択式）	（被害額内訳）　単位：千円 被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそで可	土地 （堆積土砂排除費・整地費） （事業用資産に限る）	建物 （事業用資産に限る）	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。	市町村との調整状況 ※市町村と被害状況のすりあわせが出来ている場合は〇を選択
1					0						
2					0						
3					0						
4					0						
5					0						
6					0						
7					0						
8					0						
9					0						
10					0						
11					0						
12					0						
13					0						
14					0						
15					0						
16					0						
17					0						
18					0						
19					0						
20					0						
21					0						
22					0						
23					0						
24					0						
25					0						
26					0						
27					0						
28					0						
29					0						
30					0						
31					0						
32					0						
33					0						
34					0						
35					0						
36					0						
37					0						
38					0						
39					0						
40					0						
41					0						
42					0						

様式第３（第 11 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る実施状況報告書

○　○商　第　○　○号
令和○○年○○月○○日

鹿児島県知事
　○○　○○　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

住　　所
名称及び代表者の氏名

令和○○年○○月○○日付け商政第○○号で認定を受けた事業継続力強化支援計画について，商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 11 条第１項の規定に基づき，令和○○年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

・　実施状況報告書
　別紙のとおり

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

＜ 連　絡　先 ＞

商工会又は商工会議所名	×××××
担当者名	△△　△△
TEL	000－000-0000

令和○年度　事業継続力強化支援計画実施状況報告書（別紙）

【実施対象期間：令和○年○月○日～令和○年３月31日】

名称	●●商工会・商工会議所、△△市町村	【鹿児島県】

※青色セル及び桃色セルはﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝで選択し，緑色セルは記載してください

項目等	取組（実施）状況等
１．事前の対策に関すること【指針第三－１-⑴⑵⑶⑷⑸⑺】	
①小規模事業者の事業継続力強化の取組に関すること	
地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等について把握している。	
②自然災害等リスク認識に関すること	
巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について都度説明している。	
③各種制度の情報提供に関すること	
専門家派遣や普及啓発セミナーの実施、行政の施策の紹介や、損害保険等の紹介を行っている。	
（情報提供等の内訳）■事業継続力に関する専門家派遣	●件
（情報提供等の内訳）■事業継続力に関するセミナー開催	●件
（情報提供等の内訳）■事業継続力に関する指導・相談件数	●件
（行政施策紹介、損害保険紹介など）	
④事業者BCP（※）策定に関する普及啓発・指導・助言に関すること	
小規模事業者に対し、事業者BCPの策定のための普及啓発や、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について指導・助言を行っている。 （※）事業者BCP…小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（即時に取組可能な簡易的なものを含む）を本調査の実施上「事業者BCP」と呼ぶ。	
⑤関与した小規模事業者の事業者BCP策定件数	●件
（事業者BCPの内訳）■事業継続力強化計画	●件
（事業者BCPの内訳）■連携事業継続力強化計画	●件
（事業者BCPの内訳）■事業継続計画	●件
（事業者BCPの内訳）■簡易版事業継続計画	●件
⑥知見の共有に関すること	
会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介等を行っている。	
２．実施支援（フォローアップ）に関すること【指針第三－１-⑹】	
⑥小規模事業者の事業者BCPの取組状況のフォローアップ件数	●件
巡回指導等を通して、関与した事業者BCPの取組状況についてフォローアップした件数。	
⑦実施支援の状況や改善点について関係団体との協議実施件数	●件
支援計画に基づく支援の状況や改善点等について、関係団体（商工会又は商工会議所と関係市町村等）と協議を実施した件数を記載してください。	
⑧関係団体との協議結果について，ホームページや会報などへの掲載の有無	
有の場合、具体的に記載すること（　　）	
３．発災後の対策に関すること	
以下の項目について、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画に係る訓練の実施や、支援計画に基づく進捗確認や見直しを行っている。	
⑨地区内商工業の被害状況の把握に関すること	
⑩地方公共団体への報告に関すること	
⑪地区内小規模事業者の経営状況の確認	
⑫地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の確認	
４．商工会、商工会議所自身の事業継続計画の見直しの有無（有の場合はその理由等）	
有の場合　→　見直しの理由（　　）、見直し予定時期（　　年　　月頃）	

５．事業継続力強化支援計画の変更予定の有無

有の場合 → 見直しの理由（ ）、見直し予定時期（ 年 月頃）

６．他の商工会･商工会議所にも実施を勧めたい特徴的な取組を行った場合には、その内容を記載してください。

７．その他、ご意見･ご感想をご自由に記載してください。

ver1.1　令和　元年１０月２３日
ver2.1　令和　２年　４月１５日
ver2.2　令和　２年１０月１９日
ver3.1　令和　３年　４月２７日
ver3.2　令和　３年１１月　９日
ver4.1　令和　４年　４月１４日
ver5.1　令和　５年　４月１７日
ver6.1　令和　６年　４月１６日
ver7.1　令和　７年　４月１５日
ver8.1　令和　８年１１月２５日